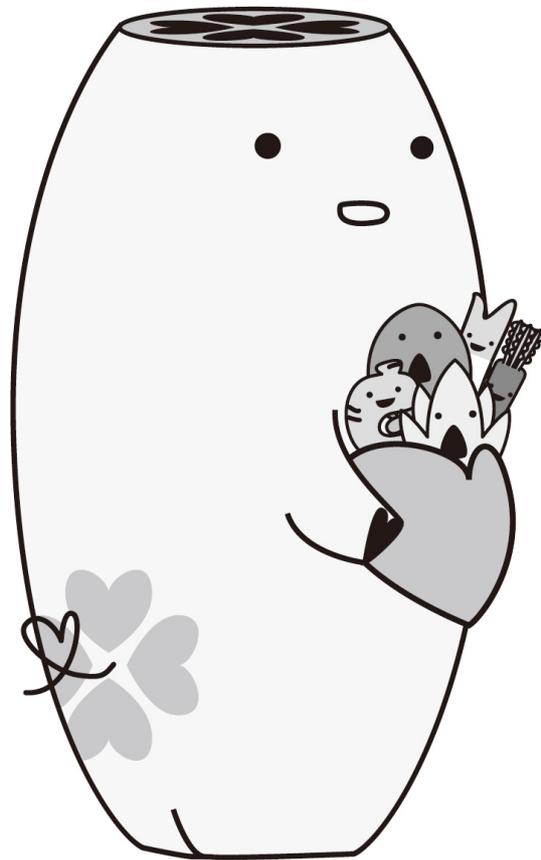


**令和8年度
保育所・認定こども園
入園案内**



**愛西市
令和7年9月**

-目次-

- 1.はじめに……p.1
- 2.教育・保育給付認定について……p.1
 - (1)認定区分
 - (2)保育を必要とする事由
 - (3)保育の必要量(利用時間)
- 3.入園申し込みについて……p.3
 - (1)入園申し込み期限・場所
 - (2)広域入所について
 - (3)保育の必要性を確認するための書類
 - (4)入園の決定に関する留意事項
 - (5)その他入園後に必要な手続き
- 4.利用者負担額(保育料)について……p.6
 - (1)利用者負担額(保育料)の算定
 - (2)利用者負担額表(2号認定(満3歳児)・3号認定)
 - (3)利用者負担額(保育料)の軽減
 - (4)利用者負担額(保育料)の切替え
 - (5)利用者負担額(保育料)の変更
 - (6)利用者負担額(保育料)の徴収
- 5.給食費(主食費・副食費)について……p.8
 - (1)給食費(主食費・副食費)の徴収
 - (2)愛西市保育所等副食費補助金
- 6.保育所・認定こども園・幼稚園一覧……p.9
- 7.利用調整について……p.10
 - 記入例……p.12

1.はじめに

◆保育所とは

保護者が就労や疾病、病人の看護等により児童を家庭において保育できない場合、保護者に代わって保育する児童福祉施設です。保護者がp.2「(2) 保育を必要とする事由」に当てはまると認められる場合に限り入園できます。このため、「集団生活に慣れるため」「社会生活を身に付けるため」という理由では入園できません。

◆認定こども園とは

学校教育と保育を提供する児童福祉施設です。幼稚園(教育)部分は保護者の就労の有無等に関わらず利用することができます。保育部分は上記「◆保育所とは」と同じです。

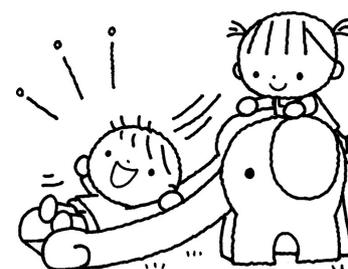
2.教育・保育給付認定について

(1) 認定区分

保育所等の利用には、以下の支給認定が必要です。支給認定は、児童の年齢、保育の必要性によって区分され、認定区分によって利用できる施設が異なります。

認定区分	年齢及び保育の必要性	利用できる施設	利用時間
1号認定	満3歳以上で、 <u>教育</u> を希望する場合	・認定こども園 ・幼稚園	・施設が定める教育標準時間 +預かり保育
2号認定	満3歳以上で、 <u>保育</u> を希望する場合 (条件:p.2「(2) 保育を必要とする事由」に該当あり)	・保育所 ・認定こども園	・保育短時間 (最長1日8時間) +延長保育 もしくは、 ・保育標準時間 (最長1日11時間) +延長保育
3号認定	満3歳未満で、 <u>保育</u> を希望する場合 (条件:p.2「(2) 保育を必要とする事由」に該当あり)		

※3歳年齢到達による3号認定から2号認定への変更は、愛西市役所子育て支援課で行います。保護者による必要な手続きはありません。



(2) 保育を必要とする事由

2号認定または3号認定を受けるには、保護者が以下の保育を必要とする事由に該当する必要があります。

保育を必要とする事由	内容
就 労	月64時間以上の就労をしている場合
妊娠・出産	母親が出産の前後（出産予定月とその前後各2ヶ月）の場合
育児休業	育児休業取得時に、既に入園している児童について継続利用が必要な場合※
疾病・障がい	病気・負傷・心身に障がいのある場合
介護・看護	同居または長期入院等している親族の介護・看護をしている場合
災害復旧	地震、風水害、火災等の復旧に当たっており保育ができない場合
求職活動	求職活動を行っている場合
就 学	高校、大学、専門学校等に在学中または職業訓練を受講中の場合
その他	児童福祉の観点から、特に保育の必要性が高いことが認められる場合

※保育所等に入園していない児童が育児休業取得時に新たに保育支給認定（2・3号認定）を受けることはできません。育児休業取得に保育所等の継続利用を希望する場合は、「保護者の育児休業取得に伴う児童の保育所等入所継続希望調書」の提出が必要です。

(3) 保育の必要量（利用時間）

2・3号認定の場合、保護者の就労時間等によって、施設を利用できる保育時間が決まります。

区 分		保育時間
保育標準時間	フルタイム就労を想定した利用時間	1日最長11時間利用可能
保育短時間	パートタイム就労等、短い就労時間を想定した利用時間	1日最長8時間利用可能

※保育標準時間・保育短時間ともに、利用可能な時間を超える利用は、延長保育となります。（開所時間および延長保育の時間は各施設によって異なります。p.9「7.保育所・認定こども園・幼稚園一覧」をご確認ください。）

※保育を必要とする事由が「就労」の場合、保育標準時間利用は月100時間以上の勤務が必要です。（月の就労時間が100時間未満の場合は保育短時間利用となります。）

※年度途中で保育の必要量の変更を希望される場合は、以下の書類を変更月の前月15日までにご提出ください。

変更前	変更後	必要書類
保育標準時間	保育短時間	申立書（子育て支援課、各支所で記入）
保育短時間	保育標準時間	就労証明書（変更月より直近3ヶ月の月100時間以上の就労を証明するもの）

3.入園申し込みについて

(1)入園申し込み期限・場所

◆申し込み期限

当初募集

令和8年度(令和8年4月～令和9年3月)の新規入園の申し込み期限は、令和7年10月1日(水)から10月31日(金)までです。提出書類を揃えて、期限までに申し込みください。詳細等は、市の広報及びホームページ等でご確認ください。

随時募集

当初募集後の空き枠にて申し込みを受付します。p.10「7.利用調整について」を用いず提出書類が揃い次第、先着順で受付します。

申し込み期限は、原則入園を希望する月の前月15日まで

(例)5月1日入園 → 4月15日までに申し込み

◆申し込み場所

保育所 愛西市役所子育て支援課または各支所

認定こども園・幼稚園 各施設

◆提出書類

保育所

- ①保育所入所申込書 ※愛西市の様式
- ②子どものための教育・保育給付認定申請書 ※愛西市の様式
- ③保育の必要性を確認するための書類(p.4 参照)
※当初募集に申し込む際は、令和7年10月31日(金)までに提出が必要になります。
- ④愛西市保育料預金口座振替依頼書:公立園:0～5歳児クラス、私立園:0～2歳児クラス

認定こども園・幼稚園

- ①入園申込書 ※施設独自の様式
- ②子どものための教育・保育給付認定申請書 ※愛西市の様式
- ③保育の必要性を確認するための書類(p.4 参照) ※認定こども園は2・3号認定者のみ

※愛西市の様式「保育所入所申込書」「子どものための教育・保育給付認定申請書」は、愛西市役所子育て支援課または各支所窓口にてお渡しできるほか、市のホームページからもダウンロードできます。

※家庭状況等により、その他必要書類の提出を求める場合があります。

※愛西市では原則月の初日からの入園となっております。特別な事情がある方は、愛西市役所子育て支援課までご相談ください。

※入園月の前月末までに保護者の住民票を愛西市に移すようにしてください。

(2) 広域入所について

広域入所とは、市町村間で調整を行い保護者の居住地以外の市町村にある保育施設等に入園することをいいます。

- ①愛西市に住民票がある方が他市町村の保育所等の利用を希望する場合。

【受付場所:愛西市役所子育て支援課・各支所】

- ・1号認定 市町村間での調整等はありません。施設に入所が可能か確認が必要です。
- ・2・3号認定 委託先の市町村及び保育所等に広域入所が可能か確認が必要です。保育の必要性や要件によっては入園ができない場合もあります。

②他市町村に住民票がある方が愛西市の保育所等の利用を希望する場合。

【受付場所：居住する市町村】

- ・お住まいの市町村で、広域入所についてご相談ください。

※2・3号認定でお通いの方に関しては、年度毎に、市町村間で協議を行い、入園の可否を調整します。



(3) 保育の必要性を確認するための書類

保育を必要とする事由		必要な提出書類	留意事項等
就労	月64時間以上の勤務	就労証明書 ※自営業・内職の場合、就労証明書・確定申告書・事業開業届・売上明細表・出荷伝票等の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・「標準時間」利用の場合は、月100時間以上の勤務が必要です。(月の就労時間が100時間未満の場合は、「短時間」利用となります。) ・月100時間以上勤務している場合で、「短時間」利用を希望される方は、別途保育の必要量の変更に係る申立書を提出してください。 ・自営手伝い(農業等)の事業従事者は、税務署で専従者の届出をした写し(事業主の確定申告の写し可)または出荷伝票等の写しを提出してください。
妊娠・出産	母親の妊娠・出産	母子手帳の写し(表紙と出産予定日が分かるページの写し)	・出産予定月とその前後各2ヶ月を認定期間とします。(例)出産予定6月 → 4月1日~8月末まで
疾病・障がい	保護者の疾病・障がい	保護者の診断書または障害者手帳等の写し	・診断書は、療養・治癒期間及び「家庭での保育が困難である」等の記載があるもの。
介護・看護	原則同居または長期入院等している親族の介護・看護	申立書+被介護・看護者の診断書または障害者手帳・介護保険被保険者証等の写し	
災害復旧	地震、風水害、火災等の復旧	申立書+災害証明書等	
求職活動	仕事を探している	申立書	・原則2ヶ月以内に就労先を探して、就労証明書を提出していただきます。
就学	高校、大学、専門学校等に在学中または職業訓練を受講中	申立書+在学証明書等	
その他	子の障がい等愛西市が認めるとき	申立書+診断書・療育手帳の写し・意見書等	

◆就労証明書の証明月について

- ・直近3ヶ月(実績)の就労証明書の提出が必要です。

(例)5月入園の場合(提出期限4月15日)

→1・2・3月分の就労証明書の提出が必要です。

- ・新規採用等で実績がない場合は今後3ヶ月の就労見込みでの就労証明書の提出が必要です。
(例) 5月入園で5月新規採用の場合(提出期限4月15日)
→5・6・7月分(見込み)の就労証明書の提出が必要です。
- ・育児休業からの仕事復帰の場合は産前産後休業・育児休業取得前3ヶ月の実績での就労証明書の提出が必要です。
- ・農業は、家庭菜園(1,000㎡未満)とみなされる場合は入園できません。
※市外にある実家などの農業の従事者の場合は、田畑がある市町村で発行の農地台帳の写しが必要です。

◆現況調査について

教育・保育給付認定(2号または3号認定)に係る認定要件の確認(引き続き保育を必要とする事由や状況に該当していることの確認)のため、年1回、世帯の状況を記入する「現況届」と、保育の必要性を確認するための書類の提出をしていただきます。また、確認のために、実地調査や電話による調査をする場合があります。

(4) 入園の決定に関する留意事項

- ◆入園申し込みが受け入れ可能な定員を超えた場合、当初募集時のみ、p.10「7.利用調整について」に基づき利用調整を行います。利用調整により、希望の施設に入園できない場合があります。
- ◆入園の決定に関する通知書(認定通知書・入所承諾書・利用者負担額決定通知書等)は、原則入園する月の前月20日前後に郵送します。

(5) その他入園後に必要な手続き

入園後、以下の変更があった場合、すみやかに愛西市役所子育て支援課へ届け出てください。

変更内容	必要な届出等
市内で転居する場合	「変更届」を提出してください。
市外へ転出する場合	「退園届」を提出してください。 ※引き続き通園を希望される際は、ご相談ください。
離婚や婚姻等により家庭状況(家族構成、名字等)が変更した場合	「家庭状況申立書」を提出してください。 ※「変更届」が必要な場合があります。
就労先が変わった場合	「就労証明書」を提出してください。 ホームページよりダウンロード可能です。
就労等で入園しているが、産前産後休業を取得する場合	「母子手帳の写し(表紙と出産予定日が分かるページ)」を提出してください。
就労等で入園しているが、育児休業を取得する場合	育児休業を取得する場合は家庭で保育が可能な為、基本的に退園となりますが、継続して通園を希望される場合は「保護者の育児休業取得に伴う児童の保育所等入所継続希望調書」を提出してください。
転園を希望する場合	承諾期間中に、現在入園中の施設から他の施設へ転園する場合、退園及び新規入園手続きが必要です。
入所承諾期間中であるが、家庭で保育が可能となった場合	「退園届」を提出してください。

※その他変更があれば、愛西市役所子育て支援課または利用施設までお問い合わせください。

4.利用者負担額(保育料)について

◆幼児教育・保育の無償化について

3歳児クラス以上の児童は、幼児教育・保育の無償化の対象となります。

※教育標準時間認定(1号認定)の児童及び非課税世帯における3歳未満児も同様です。

※延長保育をご利用される際の延長保育料に関しては、無償化の対象になりません。

(1)利用者負担額(保育料)の算定

利用者負担額(保育料)は、世帯の前年度分(令和7年度)、現年度分(令和8年度)の市町村民税所得割額と保育時間により決定します。

※配当控除、外国税額控除、住宅借入金特別控除、寄付金控除等は適用されません。

※市町村民税の申告をしていない場合や不備のある場合、市町村民税所得割額がわかる書類が提出されない場合は、利用者負担額の算定ができないため、最高額の利用者負担額を納めて頂くことになります。

※3歳以上児は給食費等が必要になります。詳しくは各園までお問合せください。

※算定基準として父母の収入の合計額が180万円未満(母子・父子世帯の場合は150万円未満)の場合、同一住所の祖父母等の収入分(どちらか多い方)を含めて算定します。

※海外に在住している、またはしていた場合は、該当年分の収入が分かる書類等(日本円へ換算したもの)の提出が必要です。

(2)利用者負担額表(2号認定(満3歳児)・3号認定)

(単位=円)

各月初日の入園児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額)	
階層区分	定義	保育標準時間	保育短時間
第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0
第2階層	市町村民税非課税世帯	0	0
第3階層	市町村民税の課税世帯であってその所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	48,600円未満	7,000
第4階層		97,000円未満	14,400
第5階層		169,000円未満	20,300
第6階層		301,000円未満	30,400
第7階層		397,000円未満	36,200
第8階層		397,000円以上	37,700

※第4階層は、第4-1・4-2・4-3階層に分かれます。

※利用者負担額は、この入園案内の発行後、変更になる場合があります。

(3) 利用者負担額(保育料)の軽減

0～2歳児の利用者負担額(以下「保育料」という。)において、下記の①～④のいずれかに該当する場合、保育料を軽減します。

なお、該当する要件により申請が必要な場合は、「利用者負担額減額申請書」の提出をお願いいたします。
(該当年度中に受付した場合に軽減が適用されます。)

【申請書提出場所】愛西市役所子育て支援課または各支所

① 母子・父子世帯、障がい児(者)等世帯※申請が必要です。

保育料の階層が、第3～4-2階層の世帯のうち、母子・父子世帯または在宅障がい児(者)（「身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けた方」、「特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金の受給者(年金証書等の写しを添付)」)のいる世帯

※該当する世帯の範囲は、入園児と扶養義務関係のある場合に限ります。

【軽減の内容】

入園児が第一子なら半額、第二子以降なら無料

② 多子世帯※一部申請が必要です。

①に該当する世帯以外で、保育料の階層が、第3・4-1階層の世帯のうち、入園児の上に保護者が養育する兄弟がいる世帯

※養育する児童が市外に住民登録している場合は、申請が必要です。

【軽減の内容】

入園児が第二子なら半額、第三子以降なら無料

③ きょうだい同時入所世帯※申請不要です。

同一世帯から同時に2人以上の児童が保育所等に入所している世帯

【軽減の内容】

入園児の2人目は半額、3人目以降は無料

④ 第二子以降3歳未満児軽減世帯※申請が必要です。

18歳未満の児童を2人以上養育し、かつ第二子以降の3歳未満児が保育所等に入所している世帯

※ただし、①～③の適用により軽減されている場合は、適用しない。(申請不要)

【申請が必要な場合】

- ・保育料の階層が、第3～4-3階層で、保育料が無料でない世帯
- ・保育料の階層が、第5・6階層で、保育料が半額になっていない世帯

【軽減の内容】

保育料の階層が第3～第4-3階層は無料、第5・6階層は半額



(4) 利用者負担額(保育料)の切替え

利用者負担額(保育料)算定の元となる市町村民税所得割額の年度は次のとおりとなります。

4～8月分:前年度(令和7年度)の市町村民税所得割額

9～3月分:当年度(令和8年度)の市町村民税所得割額で算定します。

※算定年度の切替え(9月分以降の利用者負担額)により利用者負担額が変更になる場合は、対象者にお知らせします。

(5) 利用者負担額(保育料)の変更

以下の場合、利用者負担額が変更になる可能性がありますので書類の提出をお願いいたします。

- ・結婚や離婚等により家族構成に変更がある場合
- ・修正、更正申告により市町村民税額に変更がある場合

市町村民税算定年度の1月1日に愛西市に住民票がなかった方は、原則個人番号による情報連携で課税情報を確認いたします。

※保育料は年度をまたいで変更できませんので、すみやかに提出していただきますようお願いいたします。

(6) 利用者負担額(保育料)の徴収

利用者負担額は口座からの引き落としになります。

引き落とし日、月末になります。

(例)4月分利用者負担額引き落とし → 4月30日

※月末が土曜日・日曜日・祝日及び金融機関休業日の場合の引き落としは、翌金融機関営業日です。

※認定こども園の利用者負担額(保育料)は、各園での徴収です。

5. 給食費(主食費・副食費)について

(1) 給食費(主食費・副食費)の徴収

◆乳児(0～2歳児)

利用者負担額に含まれているため、徴収はありません。

◆幼児(3～5歳児)

公立園:主食費800円、副食費(おかず代等)4,500円です。

※給食費は口座からの引き落としになります。

※引き落とし日は、月末になります。

(例)4月分給食費引き落とし → 4月30日

私立園:給食費の金額は各施設で決定、徴収します。

※副食費分につきましては、年収360万円未満相当世帯及び第三子以降の児童を対象に、副食費分が全額免除となります。

(2) 愛西市保育所等副食費補助金

現在、愛西市では、独自事業として、保護者の経済的負担を軽減し、子育てしやすいまちづくりを推進するため、市内にお住まいの認可保育所、幼稚園等に在籍する3歳以上児の保護者を対象に、児童の副食費(おかず代等)を**月上限3,500円まで補助しています。**



6. 保育所・認定こども園・幼稚園一覧

<保育所>

	施設名	所在地	電話番号	定員	開所時間	保育標準時間		保育短時間	
						通常利用 (11時間)	延長 保育	通常利用 (8時間)	延長 保育
公立	佐屋中央保育園	北一色町 昭和 113	24-7100	160	7:00~ 19:00	7:30~ 18:30	7:00~7:30 18:30~19:00	8:30~ 16:30	7:00~8:30 16:30~19:00
	佐織保育園※	諏訪町 池埋 519	25-2346	90	7:30~ 18:30	7:30~ 18:30	—	8:30~ 16:30	7:30~8:30 16:30~18:30
私立	市江保育園	西條町 東善太 149	28-5251	270	7:00~ 19:30	7:00~ 18:00	18:00~19:30	8:00~ 16:00	7:00~8:00 16:00~19:30
	美和多保育園	須依町 前田面 157	28-4334	370	7:00~ 19:00	7:00~ 18:00	18:00~19:00	8:00~ 16:00	7:00~8:00 16:00~19:00
	西川端保育園	西川端町 小城 64-4	37-2294	150	7:00~ 19:00	7:00~ 18:00	18:00~19:00	8:00~ 16:00	7:00~8:00 16:00~19:00
	永和保育園	大野町 未 28	31-3725	100	7:00~ 19:00	7:30~ 18:30	7:00~7:30 18:30~19:00	8:30~ 16:30	7:00~8:30 16:30~19:00

※佐織保育園は令和12年度末をもって閉園となります。

<認定こども園>

	施設名	所在地	電話番号	定員	開所時間	保育標準時間		保育短時間		教育 標準 時間
						通常利用 (11時間)	延長 保育	通常利用 (8時間)	延長 保育	
私立	勝幡 さくら園	勝幡町塩畑 2633-5	28-3714	125	7:00~ 19:00	7:00~ 18:00	18:00~ 19:00	8:00~ 16:00	7:00~8:00 16:00~19:00	8:30~ 16:00
	白百合 保育園	江西町 街道西 95-4	37-1301	60	7:30~ 19:00	7:30~ 18:30	18:30~ 19:00	8:00~ 16:00	7:30~8:00 16:00~19:00	8:30~ 16:00
	丸島 保育園	二子町 上丸島 92-1	37-0751	40	7:30~ 18:30	7:30~ 18:30	—	8:00~ 16:00	7:30~8:00 16:00~18:30	8:30~ 16:00
	立南 保育園	山路町 荒山 59	28-5059	97	7:30~ 18:30	7:30~ 18:30	—	8:00~ 16:00	7:30~8:00 16:00~18:30	9:00~ 15:00
	諏訪 幼稚園	諏訪町 郷東 109	28-2402	255	7:30~ 18:30	7:30~ 18:30	—	8:00~ 16:00	7:30~8:00 16:00~18:30	8:00~ 15:30
	草平 保育園	草平町 中切 19	26-1325	92	7:30~ 19:00	7:30~ 18:30	18:30~ 19:00	8:00~ 16:00	7:30~8:00 16:00~19:00	9:00~ 16:00
	天王 幼稚園	柚木町 中田面 372	26-9461	236	7:30~ 18:30	7:30~ 18:30	—	8:00~ 16:00	7:30~8:00 16:00~18:30	8:00~ 15:30

<幼稚園>

	施設名	所在地	電話番号	定員	開所時間	
					通常	預かり保育
私立	とみよし幼稚園	大野町山 1821	31-0069	180	8:00~14:30	14:30~18:00

7.利用調整について

入園の申し込みが受け入れ可能な定員を超えた場合、次の手順に従って利用調整します。

- (1) 「1.保育所等利用調整基準指数表」に基づき世帯の基準指数（保護者(父・母)それぞれの基準指数の合算)を算定する。
- (2) (1)で算定した基準指数に、「2.調整指数表」に基づく加点・減点を行う。
- (3) (1)、(2)で算定した指数が高い世帯から利用を決定する。
- (4) (1)、(2)で算定した指数が同一の場合は、「3.同一指数の場合の優先順位」に基づき決定する。
- (5) (1)～(3)の結果、同一の場合は、抽選により決定する。

【1. 保育所等利用調整基準指数表】

類型	保護者の状況		基準指数	
	細	目		
①就労	就労（被雇用者） 自営・農業 （中心者・専従者）	月20日以上	1日8時間以上	10
			1日6時間以上8時間未満	8
			1日4時間以上6時間未満	7
			1日4時間未満	4
		月15日以上	1日8時間以上	8
			1日6時間以上8時間未満	7
			1日6時間未満	6
			1日8時間以上	6
	月15日未満	1日8時間未満	4	
		1日8時間以上	6	
		1日6時間以上8時間未満	6	
		1日4時間以上6時間未満	5	
	自営・農業（協力者） 内職	月20日以上	1日8時間以上	8
			1日6時間以上8時間未満	6
			1日4時間以上6時間未満	5
			1日4時間未満	2
月15日以上		1日8時間以上	6	
		1日6時間以上8時間未満	5	
		1日6時間未満	4	
		1日8時間以上	4	
月15日未満	1日8時間未満	2		
	1日8時間以上	4		
②妊娠・出産	産前産後期間（出産予定月とその前後各2ヶ月）にある場合		9	
③疾病・障がい	疾病等	1ヶ月以上の入院又は入院に相当する治療や安静を要する	10	
		週3日以上通院加療を行い、安静を要する	7	
		継続的な通院加療を行い、安静を要する	5	
	障がい	身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳A判定	9	
		身体障害者手帳3・4級、精神障害者保健福祉手帳2級、療育手帳B判定	7	
		身体障害者手帳5・6級、精神障害者保健福祉手帳3級、療育手帳C判定	5	
④介護・看護	施設付添	週5日以上常時付添を要する	9	
		週4日以上常時付添を要する	7	
		週3日以上常時付添を要する	5	
	施設送迎	週3日以上送迎を要する	4	
		自宅看護・介護	重度のため常時看護・介護を要する	9
			上記以外の看護・介護を要する	5
⑤災害復旧	災害（地震、風水害、火災等）復旧に当たっている		10	
⑥求職活動	求職活動（起業準備活動含む）を常態		2	

⑦就学	月160時間以上学校または就労に必要な資格・技能習得のための施設等に通学・通所する場合	10
	月120時間以上160時間未満学校または就労に必要な資格・技能習得のための施設等に通学・通所する場合	8
	月64時間以上120時間未満学校または就労に必要な資格・技能習得のための施設等に通学・通所する場合	6
	上記以外の場合（保育の必要性が認められる場合）	3
⑧その他	前各細目に掲げるもののほか、明らかに保育が必要と認められる場合	※

※分類番号①～⑦の指数を準用。

【2. 調整指数表】

世帯の状況等	調整指数
ひとり親世帯（単身赴任、離婚調停中等による別居は含まない）	+15
生活保護世帯（就労により自立支援につながる場合等）	+5
虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護を要する	+5
育児休業明け	+1
同居のきょうだい在同一の保育所等に在籍している、又は入所申込をしている	+1
同居の祖父母（65歳未満）がおり、自宅で保育可能な場合	-2
保育料等を過去分含め滞納している（卒園児分含む）	-5

【3. 同一指数の場合の優先順位】

1	ひとり親家庭
2	兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合

記入例

令和 ●年 ●月 ●日

保育所入所申込書

(兼保育児童台帳)

(宛先) 愛西市 市長

保護者 住所 愛西市●●町●●1-2-3

(ふりがな) あいさい たろう

氏名 愛西 太郎

電話番号 (●●●) ●●●●-●●●● (母)

電話番号は日中連絡可能な番号を記入してください。

令和8年4月1日時点の年齢を記入してください。

保育所への入所につき次のとおり申込みます。

なお入所するため必要な私又は同一家族の所得額又は市民税額について愛西市役所子育て支援課長の調査を承諾します。

第一希望の保育所に丸をつけてください。第二希望以降につきましては、受付時にご案内いたします。

入所児童	(ふりがな) 氏名 あいさい こじろう 愛西 小次郎	生年月日 令和 ●年●月●日	年齢 0	性別 <input checked="" type="radio"/> 男・ <input type="radio"/> 女
入所を希望する 保育所名 (1つ〇で囲んでください)	<input checked="" type="radio"/> 佐屋中央 保育園 <input type="radio"/> 佐織 保育園 <input type="radio"/> 市江 保育園 <input type="radio"/> 美和多 保育園 <input type="radio"/> 西川端 保育園 <input type="radio"/> 永和 保育園			
保育の実施を希望する期間	令和 8年 4月 1日から 令和 15年 3月 31日まで			
保育の実施を必要とする理由	両親ともに就労 p.2「(2) 保育を必要とする事由」のいずれかを記入してください。			

◎入所児童の家庭の状況

区分	氏名	入所児童との続柄	生年月日	年齢	職業
入所児童の世帯員	愛西 太郎	父	H●●.●.●	36	会社員
	愛西 花子	母	H●●.●.●	35	保育士
	愛西 小太郎	兄	H●●.●.●	8	●●小学校
	愛西 蓮子	姉	R●●.●.●	3	●●保育園
	愛西 トメ子	祖母	S●●.●.●	68	
生活保護の状況	<input checked="" type="radio"/> 無 ・ 有 (平成)				
入所児童の障がいの状況	<input checked="" type="radio"/> 無 ・ 有 (
耕作面積の状況	田 m ² 、畑				

住民登録上の世帯ではなく、同居(同一敷地内、世帯分離も含む)の方、生計を一にしている別居の方(単身赴任している父等)全てを記入してください。

記入例

子どものための教育・保育給付 認定申請書

令和 ●年 ●月 ●日

保護者氏名 **愛西 太郎**

(宛先) 愛西市長

個人番号 (**1234 5678 ******)

次のとおり、子どものための教育・保育給付費に係る認定を申請します。

申請に係る 小学校就学前 子ども	(ふりがな) 氏名 (個人番号)	生年月日	性別	障害者手帳の有無
	あいさい こじろう 愛西 小次郎 (1234 5678 ****)	令和 ●年 ●月 ●日生	男 ・女	有・ 無
保護者 住所・連絡先	(住所) 愛西市●●町●●1-2-3 (連絡先) ●●●●-●●●●-●●●●			
保育の希望の 有無 (※)	有	保護者の労働又は疾病等の理由により、保育所等において保育の利用を希望する場合 (幼稚園等と併願の場合を含む)		
	無	幼稚園等の利用を希望する場合 (保育所等と併願の場合を除く)		

(※)

- ・「保育所等」とは、保育所、認定こども園、**2・3号認定(保育認定)を希望する場合は「有」、**事業所内保育をいいます。(以下同じ)
- ・「幼稚園等」とは、幼稚園、認定こども園、**1号認定(教育認定)を希望する場合は「無」**
- ・「有」を○で囲んだ場合は①～④に、**「無」を□で囲んだ場合は⑤～⑧に、**「有」を○で囲んだ場合は①～④に、「無」を□で囲んだ場合は⑤～⑧に、**ハ丸をつけてください。**

① 世帯の状況

区分	(ふりがな) 氏名 (個人番号)	児童との 続柄	生年月日	職業又は 学校名等	備考
児童の 世帯員	保護者氏名と同じ	父	H●●年●月●日生	会社員	
	あいさい はなこ 愛西 花子 (1234 5678 ****)	母	H●●年●月●日生	保育士	
	あいさい こたろう 愛西 小太郎 (1234 5678 ****)	兄	H●●年●月●日生	●●小学校	
	あいさい はすこ 愛西 蓮子 (1234 5678 ****)	姉	R●●年●月●日生	●●保育園	
	あいさい とめこ 愛西 トメ子 (1234 5678 ****)	祖母	S●●年●月●日生		
生活保護の適用の有無	適用 無し ・ 適用有り(年 月 日保護開始)				

②利用を希望する期間

利用を希望する期間	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 15 年 3 月 31 日まで
-----------	---

③保育の利用を必要とする理由等

※保護者の労働又は疾病等の理由により保育所等において保育の利用を希望する場合に記入して下さい。

保育の利用を必要とする理由	続柄	必要とする理由	備考
	父	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障がい <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他（ （具体的な状況（勤務先、就労時間・日数等や疾病の状況など））	
	母	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障がい <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他（ （具体的な状況（勤務先、就労時間・日数等や疾病の状況など））	
家庭の状況	<input type="checkbox"/> ひとり親家庭 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 左記以外		
希望する利用時間	利用曜日	保育の必要量（利用時間）	
	月曜日から 金曜日まで	<input checked="" type="checkbox"/> 保育標準時間：概ね 7：00～18：00 ※保育の利用を必要とする理由が就労の場合、保育標準時間は就労時間が父母共に100時間以上必要です。 <input type="checkbox"/> 保育短時間：概ね 8：00～16：00	

④税情報等の提供に当たっての署名欄

市町村が施設型給付費・地域型保育給付費等の認定に必要な市町村民税の情報（同一世帯者を含む）及び世帯情報を閲覧すること。また、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

※転入等により1月1日時点で愛西市に住居登録がない場合は、1月1日現在の住居登録地を記載してください。

■住所

保護者氏名 愛西 太郎